

大正期体育書にみる女子体育の分化について

—— 女子体育の位置付け, 名辞, 論から ——

掛 水 通 子

はじめに

大正期の体育は大正デモクラシー運動の影響を受け、新体育の試み等がされ女子体育に対する関心も高まった。女子体育は明治期よりも具体的、実践的展開がなされ¹⁾、言論や出版活動が盛んになっていく時であった。全国的な女子競技大会も10年代に始まった。

女子の学校体育には女子の特性に応じた、女子に対する配慮がなされていく。大正15年5月の改正学校体操教授要目では、女子には「体力」、「容儀」、「服装」に留意して運動することが示された。女子に対する配慮によって女子体育は男子と異なるものへと形成されていった。「女子に対する配慮なしには当時の女子体育は発展しなかった²⁾」と考えられている。男女の差異に注目したことによる配慮により、男女の差異はより一層広がった。一方、「同じ性の範囲内におそらくいっそう大きくて、いっそう重要な差異があるということ³⁾」には気付かなかった。

本稿では、このような大正期にあって体育書における女子体育の位置付けの変遷を追い、その中で女子体育に関する名辞はどのように表現されたのか、男子と区別する女子体育の論点は何であったのかを探ることによって体育における女子体育の分化について考察する。

1. 体育書における女子体育の位置付け

本研究で用いた大正期発行の体育書は女子体育の取り扱いにより類別することができる。表1に示すように、ここでは7群に分けて女子体育の取り扱いと発行年から女子体育の位置付けを考察する。体育書の分類に際し理論面を扱わず、実技のみを述べた遊戯書等は除外した。

表1 「女子体育」の取り扱いから分類した体育書の発行年

| | (1912) 大正1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | (1926) 15年 | |
|----------------------|---------------|----|---|---|---|---|---|---|----|----|-----|-----|----|----|---------------|------|
| A群 特に女子体育について述べていない | | | | | | | ● | ● | | ● | ●●● | | ● | ● | | ●● |
| B群 内容で女子体育に関係して述べる | | ●● | | ● | | | ● | | ●● | | ●●● | ● | | ● | ● | ● |
| C群 「女子」を冠した衛生書 | | | | | | | | | ● | | ● | | | | | |
| D群 「女子体育」を用いて内容で述べる | | | | | | | | | | | | ●●● | | | | |
| E群 章、節等の表題に「女子体育」用いる | | | | | | | | | ● | ● | ● | | ●● | ● | | ●● |
| F群 個別、総合女子競技書 | | | | | | | | | | | ● | | ●● | ●● | | ●●●● |
| G群 女子体育書 | | | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ●● | |

● 一著書を表わす

A群は女子体育について、特別に区別して述べていない体育書である。「女子体育」の文字も内容も見られない。6年以降の発行が見られる。

B群は書名、章および節等の表題、内容にも「女子体育」の文字は用いていない。しかし、内容で「女子体育」に関係して論じているものである。「体育上から観た美人とは何か⁴⁾」について論じたり、女子の運動、婦人の体格を悪くするのは衣食住であること、女子の衣服特に帯や袴について⁵⁾、妊娠について⁶⁾などが論じられた。全期にわたっており発行年に特色は見られない。

C群はB群で扱われた内容が独立し、「女子」を書名に冠して「学校家庭女子の衛生」などの衛生書⁷⁾や女子の身体に関する講演録として発行されたものであり、8年から11年に見られる。

D群は書名、章および節等の表題には「女子体育」を用いていないが、内容で「女子体育」の文字を用いて論じているものである⁸⁾。少数であるが11年に見られる。

E群は、書名には「女子体育」を用いていないが、章節等の表題に「女子体育」を用いて論じているものであり8年以降に見られる。8年8月の陸軍戸山学校の「体育学理講演」中、森本による「体育概論」では12章中第9章が「女子の体育に就て」と題して論じられた。12年1月の大林の「文化中心体操新教授法」では12章中第9章の表題が「女子体育」であり、12年8月の畠山の「体育論」では第10章第8節を「社会体育及び女子体育の勃興」とした。13年12月の大谷の「体育の諸問題」では61の問題中5題が女子に関して扱われ、「女性の体育」、「女子運動服」、「婦人と競技」、「女子の水泳」、「欧米婦人の運動」が論じられた。藤原、早川らも章節の表題中に「女子体育」を用いた。これらは、女子体育は体育の中から独立して考えねばならない問題となってきたことを示すものであろう。

F群は個別、総合女子競技書である。以前から見られた遊戯書や護身術書ではなく、個別の女子競技書が10年以降に見られる。10年11月の増田の「女子バスケットボール規定」、15年4月の安田の「女子陸上競技の実際」、15年5月の人見の「最新女子陸上競技法」、15年7月の多田の「女子ヴァレーボール」等、女子を書名に冠して発行されたのである。この時期は女子の全国的な競技会が開催され始める時期と一致している。続いて12年以降になると女子総合競技書が発行された。12年4月の寺田の「女子の運動競技」、12年6月の横井の「少女運動競技の仕方」、13年6月の中央運動社の「大正十三年度日本女子オリンピック年鑑(第一年)」、13年11月の三橋の「女子競技」などである。これらは競技の方法や記録等が述べられているが、前半では、共通して女子体育の理論面からも論じている。

G群は女子体育関係語を書名とし理論的総合的に考察している女子体育書である。10年以降に見られる。8年冬から東京帝国大学を会場として開催されていた体育学理講演会の第3回が、主として「女子体育に関する講演会」として9年冬に開催され8講演がなされた。この講演録が「体育学理講演集 第三輯(女子体育ノ部)」として10年4月に刊行された。運動の心理的側面、身体的側面、生理的側面などから見ての男女差についてなどが論じられた。

12年5月になって文部省編纂で「女子体育」が学校衛生叢書第二輯として刊行された。「女子体育」と題した初の書である。「欧米先進国に於ける諸家の意見を紹介することが便益が少ないと思はれる⁹⁾」として、トーマス(英)、マッケンジー(米)、ガルプレス(米)、ミュラー(独)の書と米国体育雑誌からの抄訳であった。以後の女子体育書にはここからの引用も

多く、所期の目的が果たされたと思われる。

13年2月に雑賀が「女子体育学」を、14年7月には高木が「現代女性体育原理とその実際」を著わし、その後も女子の体育教材集などの刊行もあった。高木は「女子体育学理は全く別個に研究さるべきものでなく、一般体育学理から一步を進めて、場合場合に応じて、探究さるべきものであると思ふ。故に、本著は一般体育学理を基礎として、その都度必要に応じて、女子体育学理に研究を進めて行ったものである¹⁰⁾」と述べている。しかし、女子体育は体育から抜き出して特別に研究されねばならないものになって来たと思ふことができよう。

大正期発行体育書中、今回入手できなかったものも残されているが、体育書における女子体育の位置付けについて一つの傾向を示したといえよう。大正期を通じて女子体育を特別に区別して述べていない書も、「女子体育」の文字も用いずに述べていない書もある。しかし、8年以降に「女子衛生書」、「女子体育」の章や節が現われ、10年以降に「女子競技書」、「女子体育書」が発行されるようになり、体育から独立して位置付けられるようになった。その数も前者より後者の方が多くなって来た。ここに女子体育の体育からの分化を見ることができる。

2. 女子体育名辞

各体育書には「女子体育」の女子に相当する名辞も体育に相当する名辞も様々な名辞が使用され、前後の組み合わせも多様であった。前者、後者それぞれ下に掲げた使用例があった。前者、後者の組み合わせ表は紙数の都合で割愛する。

表2 体育関係名辞に結びついた女子に相当する名辞

| (基本型)女子 | 女性 | 婦人 | 女 | 母 | 女兒 | 女生徒 | 少女 |
|------------|--------|-----|-------|-------|-----|---------|----|
| 女子 | 女性 | 婦人 | | | 女兒 | | 少女 |
| 女子の | 女性の | 婦人の | | | 女兒の | | |
| 女子的 | 女性的 | | | | | | |
| | 女性としての | | | 母としての | | | |
| 女子らしき | | | | | | | |
| 女子に適する | | | | | | | |
| 女子に適當なる | | | | | | | |
| 女子に適した | | | | | | | |
| 女子に最適の | | | | | | | |
| 女子に最も適當なる | | | | | | | |
| 女子に適応したる | | | | | | | |
| 女子に必要な | | | | | | | |
| 特に女子に必要な | | | | | | | |
| 女子に対する | | | 女に対する | | | 女生徒に対する | |
| 女子に特に注意すべき | | | | | | | |
| 女子の特に注意すべき | | | | | | | |
| 女子に授くべき | | | | | | | |
| 女子特別の | | | | | | | |
| 女子特有の | | | | | | | |
| 女子にも差支えない | | | | | | | |
| 女子と | | 婦人と | | | | | |

※各体育書中に使用されているものである。

表3 女子に相当する名辞に結びついた体育関係名辞

| 体育 | 体育(①) | (運動)体育 | 体育の(②) |
|--|---------|--------|-----------|
| 競技 | 競技(③) | (⑤)運動 | 競技の(国際化) |
| 運動競技 | 運動競技(界) | | 運動競技の(仕方) |
| 運動 | 運動(④) | | |
| スポーツ | | | スポーツの(向上) |
| 健康 | 健康(法) | | |
| 体力 | 体力(検査) | | |
| 修練 | | | (⑥)修練 |
| 身体の教育 身体、肉體、体格、身体及其发育 衛生、選手、游泳家、オリンピック、オリンピックゲームス | | | |
| 具体的な運動 体操、武術体操、武術、護身術、軍事教育 水泳、水上競技、競泳、競泳種目 体操遊戯、表情遊戯、ダンス トラック競技、フィールド競技、跳躍競技、陸上 陸上競技、マラソン 野球、柔道、庭球、蹴球、ヴァレーボール バスケットボール、硬球 | | | |

※()内はそれぞれ次の語が入る。

- ① 界、指導者、学理、新教材、実施上の注意、学、上、速進後援、指導、事業、問題、気運、資料、原理、法、講習会
- ② 方法、部、必要、勸奨、指導者、将来、方針
- ③ 界、大会、者、如何
- ④ 界、記事、服
- ⑤ 身体、体育、競技、課外、深呼吸、戸外、曲線的
- ⑥ 競技、身体

女子に相当する名辞を中心として前後の組み合わせも加えて考察する。女子に相当する名辞の基本型は、女子、女性、婦人、女、母、女兒、女生徒、少女の8種見られた。漢字のみでは女子、女性、婦人、女兒、少女が用いられた。格助詞「の」を付して女子の、女性の、婦人の、女兒の、と用いられた。この2つの型は体育に相当する多数の名辞と結びついた。さらに漢字に接尾語や説明する語を付して形容詞のように用いて、女性的(運動)、女性としての(体育)、母としての(運動)、女生徒に対する(体育方法)、女子的(体育)、女子らしき(運動)、女子に適する(体育講習会)、女子に適したる(体操)、女子に必要な(体操)、女子に対する(身体修練)、女子に特に注意すべき(体操)、女子に授くべき(武術体操)、女子特別の(体育法)、女子特有の(運動)、女子にも差支えない(運動)のような組み合わせが作られた。女子を用いたものが最も多い。

同一著書中にも異なった使用が見られ、永井¹¹⁾は「女子体育に就て」の中で「婦人の運動」を用い、女子と婦人を区別していない。同様に岡田¹²⁾、清水¹³⁾、本田¹⁴⁾らも女子と婦人を用い区別していない。三橋¹⁵⁾も「女子体育」と「女性体育」を区別しないで用いている。横井¹⁶⁾も書名では「少女」を用いているが、文中では「女子」、「女」を用いた。大谷¹⁷⁾も「女性の体育」の項中、婦人の体育、女子体育を用い、「婦人と競技」の項では女子、婦人を用い、女性、女子、婦人を区別していない。大林¹⁸⁾も「婦人の体育」、「女子の体育」を区別しないで用い、さらに「女子的体育」とは「女子に適する体育」の意味であるとして用いた。寺田¹⁹⁾は女子を主として用いているが、「母としての運動」、「女子に適した跳躍競技」の語も見られた。皆吉²⁰⁾も女子を用いながらも「女子運動」、「女子に適する運動」、「女子にも差支えない運動」というように異なった表現を用いている。「体格、体質、体力、精神状態、習慣等に通じた差異」を男女間に考えたうえでの運動が「女子に適する運動」であり、男子に適する運動の中にも「女子にも差支えない運動がある²¹⁾」としている。高木²²⁾も、書名では「女性」を用いたが、文中では女子を様々な形で用いた。「女子体育指導者」、「女子に適切な体育運動」、「女生徒に対する体育」、「女子特有の運動」、「女子の特に注意すべき体操」、「女子に対する競技運動」等の表現もしている。「注意すべき」では女子がすべき体操としてはならない体操の両面から注意し、「対する」では一般の競技運動を「適当にモデファイされたもの」にあらざれば不適當なる運動である²³⁾と述べる。

可児・高野²⁴⁾はさらに多くの表現を用いた。「女子体育」、「女子の体育」、「女子身体の教育」、「女子体操遊戯」、「女子に必要な曲線的運動」、「女子に授くべき武術体操」、「特に女子に必要な体操」、「女性的運動」、「女子に適したる体操」等の表現が見られる。これらは、女子には男子と異なった体操等を課さねばならないと考えた結果生じたものであると思われる。特に女子に必要な体操とは首、背、腹筋の体操であり、女子に適したる体操とは瑞典式体操及遊技であるとしている。「遊技(舞踏的行進遊戯)は(中略)曲線的運動にして、女性的のものなり²⁵⁾」と述べ女子には「女性的運動」を加えて課さねばならないとしている。

文部省編「女子体育」では、章の表題に女兒と女子を区別して用いた。1章は Athletic Training for girls を訳して「女兒の競技修練」とし、4章は My system for ladies から「女子の深呼吸運動と筋肉練習」とし、6章では Personal hygiene and physical training for women から女子の身体修練とした。ladies, women が女子で girls が女兒で

ある。1章中で英国の女学校のクラスの例をあげるとき「12歳から20歳までの女兒がある²⁶⁾」と女兒としては高年齢とみられる用い方もしている。1章中では「女子体育」も使用している。2章は「高等女学校及び女子専門学校に於ける体育」という章題であったが、文中では「女子体育」、「女子の修練」、「女子に対する身体修練」を用いている。6章では章題の「女子の身体修練」の他、「女子に最適の競技」、「女子に最も適する競技」、「女子に最も適応しい運動」、「女子の運動」などを用いている。ここでの「女子に適応しい運動」とは「男子のやる方法を女子に適するように改良²⁷⁾」しなくてもよい運動の意味で用いている。

女子に対する配慮はどのような言語によって表現され、それは何を意味していたのかを探るため女子体育に関する名辞の使用例を考察してきた結果、次のようにまとめることができよう。

同一著書中であっても女子に相当する名辞、体育に相当する名辞とも様々な語が使用され、その組み合わせも多様であった。その中で「女子」、「女子の」、「体育」、「運動」が最も多く用いられた。「女子」、「女性」、「婦人」、「女」は区別して使用されず「女兒」はそれらと区別された。具体的な運動や種目を表現する時、女子に関する表現も「女子に適当な」、「女子特有の」のように具体的に説明する表現が用いられた。体育はもともと女子に対するものではないという意識があったなかで、体育を女子のものにするために様々な工夫や研究がなされた時、このような表現が用いられたのであろう。女子には男子と異なった体育が必要とされた結果生じたものであったと思われる。

3. 女子体育論

体育に女子だけの領域が現われ、女子体育を様々な名辞で表現して論じるようになった時、女子を男子と区別して考える必要性は何であったのか。区別する特別の年齢はあったのであろうか。各体育書からこれらについて考察する。

○心身の相違から

可児は「女子と男子とが体格上又精神上如何に違ふて居るかを比較²⁸⁾」したのち女子の体育法について述べた。木下も「体格や発育の状況がちがふとすれば、体育を施す上に男と女とで差別をつける可否に就ては、勿論私も差別をつくべきであると思います²⁹⁾」と述べる。可児・高野も精神と身体の男女の違いを論じたあと女子の体操遊戯について述べ、10歳以下は生理的方面よりその運動の種類を区別する必要はないとしている³⁰⁾。北は「十二・三歳までは男女両性の間に生理的見地から運動上格別の差異を附する必要はないが此の年齢以後は身体にも精神にも両性の間に著しい差を来すものであるから特に注意し、運動の種類を選択して男女別個に課すべきである³¹⁾」と述べる。大林はさらに詳しく、生理上、形態上、心理上、体質の強弱、病理上の男女差を比較して女子体育の取扱い方を考察し、低学年では男女の体育を区別する必要はないが「尋常四年位からは其の教材に於ても、取扱い方法に於ても幾分かの差別をつけるのが至當であると思ふ³²⁾」と述べている。寺田も身体の組織が男子と異なるのでその運動の程度は男子と同一であってはならないと考え「女子の運動競技」を著したのである。大谷は女子はある年齢に達すると身体的、精神的に男子と非常に違ってくるので少なくともその時期からは「女子には女子の要求に応ずるやうな種類の運動を選定して³³⁾」行なわせねばならないとし、

その年齢は春機発動期であると述べている。11歳から12歳までは殆んど差を設ける必要はない。雑質は女子の身体及び精神は著しい相違があるのでその特性に留意しなければならないとし、どの年齢にあっても相違はあるべきであるが、特に「少女期より処女期に入らんとする時期³⁴⁾」、「初潮来潮の14歳頃」を界として「大いに趣を異にする必要がある」としている。高木は女子の身体について詳しく論述し、体格の相違を生じる10歳から14歳において「女子にあっては女子特有の運動を課し、また男子の教材と区別すべき時期に入る³⁵⁾」としている。その他の研究³⁶⁾等においても心身の相違から男子と女子とは区別するべきであると論じられている。

各自が女子を特に区別し始める年齢には多少の開きがあったが、ほぼ13、4歳までに区別がなされている。男子と女子とはこの時期において心身の相違を生じるので体育も男女の区別を明確にしなければならないとしているのである。

○天職論から

女子には男子にはない妊娠、出産があるから身体を強くし出産に耐える力を付けなければならない。生まれてくる子の育児上からも強くなければならぬ。子に体育の価値を教えるためには本人もその経験を持っていなくてはならない³⁷⁾。妊娠、出産、育児は女子の天職として結びつけて考えられた。最も強調されたのは強健な子を生むためには母が強くなければならぬとの考えであった。子が強ければ兵が強くなり国が強くなり富む富国強兵策のためであった。「強健なる子孫を生み出すべき責務の上から³⁸⁾」、「強健な女子で無ければ強健な国民は得られませぬ³⁹⁾」、「将来に強健なる子孫を残さんと欲する上より云ふも⁴⁰⁾」、「強健なる母にして初めて健康なる子を生み得る⁴¹⁾」、「強健なる母体より出生せる子は強健であり⁴²⁾」などと述べられている。

○社会の一員として

女子は社会の一員であるから身体が強くなければならぬ。国民として数半ばを占むる女子⁴³⁾の体育を盛んにしなければならないと述べられた。婦人も男子と同時に健康や精神の所有者であって「初めて両輪の運行を円滑にすることができる⁴⁴⁾」、「男女平等に体育が行なはれば男女共に体格は優秀になり⁴⁵⁾」と平等の文字も見られるが、それは「健全なる子孫をのこすことが出来ます⁴⁵⁾」へと結びついていった。

○女子自身のため

国のため子のためではなく女子自身のための体育をという考えが少数ではあるが現れた。大正デモクラシー運動の影響を受けて出てきたものと思われる。強い身体の持主になれば「自分自身が愉快⁴⁵⁾」となるとの考えや「女子体育は立派な軍人を産ませるためでもなく、女子の生活の独立のためでもなく、立派な婦人を造るといふところに、その目標を置かねばならぬと思ふ⁴⁶⁾」と立派な婦人となるための体育という考えなどが出てきた。また、婦人の社会進出が進み職業を持つようになると家庭と社会とで二重の負担になるから体育が必要⁴²⁾であると述べる場合もあった。

ま と め

本稿では大正期の体育書における女子体育の位置付け、女子体育に関する名辞、女子体育論

を通して体育における女子体育の分化について考察してきた。

体育書には各年代にわたり女子を特別に取り扱わないものもあったが、健康、衛生的な事から内容として部分的に取り扱われ8年以降独立した女子衛生書が現れた。同じく8年以降内容としての女子体育から章節の表題に女子体育を設けて論じられるようになった。10年以降独立した女子競技書、女子体育書の刊行が始まり体育から分離して位置付けられるようになりその数を増した。

女子に対する配慮を表現するために様々な女子体育を意味する名辞が用いられた。女子に相当する名辞も体育に相当する名辞も、その組み合わせも多様であったが、「女子」、「女子の」、「体育」、「運動」の使用が多かった。「女子」、「女性」、「婦人」、「女」は区別されず「女兒」は区別して用いられた。具体的な運動を表現しようとする時、「女子に適した」などの表現と結びつく事が多かった。男子を中心として考えられていた体育を女子のものとするためには、全く同じ体育を女子に課すのではなく、女子に対する配慮によって女子に適したものとしなければならなかった。女子体育は名辞と共に女子の特性を形成していった。

男子と区別して女子体育を考えねばならない論点は女子は男子と精神、身体共に異なるからであり、特に12から13歳までには区別しなければならなかった。女子には妊娠、出産、育児の天職があり、そのために身体を強くせねばならないと考えられた。強い母でなければ強い子は生めず、ひいては強い国家を作ることができなかった。女子自身のために体育をするという考えも少数ではあるが現れた。

大正期において、女子の男子と異なる点を明確にした上で女子体育が形成され、体育の中で女子体育として位置付けられていった。異なる点を配慮したため女子体育は様々な名辞で表わされ体育から分化していくことになった。

注

- 1) 女性体育史研究会, 近代日本女性体育史 — 女性体育のパイオニアたち —, 日本体育社, 1981. p.131.
- 2) 岸野雄三, 近代日本学校体育史, 東洋館出版社, 1959. p.146.
- 3) G. ミッチェル著, 鎮目恭夫訳, 男と女の性差 — サルと人間の比較 —, 紀伊国屋書店, 1983. p.249.
- 4) 永井道明, 体育講演集, 1913. p.312.
- 5) 高木兼道, 心身強健法, 東亜堂, 1919. Pp.352. など
- 6) 坂本猛猪, 体育と運動競技, 勇栄社出版部, 1926. Pp. 876. など
- 7) 岡田道一, 学校家庭女子の衛生, 新陽堂, 1922. Pp. 268. 田辺尚雄, 女の美容と舞踊, 内田老鶴圃, 1919. Pp.168. など
- 8) 内外教育資料調査会, 運動と体育, 南光社, 1922. Pp. 453. など
- 9) 吉田章信, 「序」文部省(編), 女子体育, 右文館, 1923. p.3-4.
- 10) 高木精作, 現代女性体育原理とその実際, 平凡社, 1925. p.4.
- 11) 永井潜, 「女子体育に就て」体育学理研究会(編), 体育学理講演集第三輯(女子体育ノ部), 1921. Pp.29.

- 12) 岡田道一, 前掲書7)
- 13) 清水峯太郎, 「運動体育に関する活動写真フィルム」内外教育資料調査会(編), 前掲書8), p.443-45.
- 14) 本田存, 「女子と柔道に就て」内外教育資料調査会(編), 前掲書8), p.443-45.
- 15) 三橋義雄, 女子競技, 廣文堂, 1924. Pp.646.
- 16) 横井春野, 少女運動競技の仕方, 三徳社, 1923. Pp.473.
- 17) 大谷武一, 体育の諸問題, 目黒書店, 1924. p.125-34. p.137-44.
- 18) 大林恵美四郎, 文化中心体操新教授法, 教育研究会, 1923. Pp.351.
- 19) 寺田瑛, 女子の運動競技, 日本評論社, 1923. Pp.197.
- 20) 皆吉質, 「一般女子運動に就て」中央運動社(編), 大正十三年度日本女子オリンピック年鑑(第一年), 1924. p.3-7.
- 21) 皆吉質, 前掲書, p.4.
- 22) 高木精作, 前掲書10), Pp.262.
- 23) 高木精作, 前掲書10), p.125.
- 24) 可児徳・高野常政, 理論實際女子体操遊戯, 中文館, 1922. Pp. 556.
- 25) 可児徳・高野常政, 前掲書, p.118.
- 26) トーマス, 「女兒の競技修練」文部省(編), 前掲書9), p.18.
- 27) ガルブレス, 「女子の身体修練」文部省(編), 前掲書9), p.210.
- 28) 可児徳, 「女子体育と遊戯論」体育学理研究会(編), 体育学理講演集第二輯, 1920. p.2.
- 29) 木下正中, 「女子の体質改善について」体育学理研究会(編), 前掲書11), p.5.
- 30) 可児徳・高野常政, 前掲書24), p.101.
- 31) 北豊吉, 体育運動概論, 右文館, 1922. p.80.
- 32) 大林恵美四郎, 前掲書18), p.153.
- 33) 大谷武一, 前掲書17), p.130.
- 34) 雜賀三省, 女子体育学, 廣文堂書店, 1924. p.105.
- 35) 高木精作, 前掲書10), p.87.
- 36) 小林修平, 「女子体育の方針及女学校に於ける体育的設備と備品」早川敬止(編), 体育課題研究論叢, 日本体育学会, 1926. p.324-34. (日本体育会体操学校卒業生の研究集)
- 37) 金栗四三, 「序」寺田瑛, 前掲書19)やトーマス, 前掲書26), p.7. など
- 38) 宮下丑太郎, 「体育改善法に就て」体育学理研究会(編), 体育学理講演集第一輯, 1920. p.30.
- 39) 木下正中, 前掲書29), p.15.
- 40) 可児徳・高野常政, 前掲書24), p.3.
- 41) 寺田瑛, 前掲書19), p.2-3.
- 42) 雜賀三省, 前掲書34), p.57.
- 43) 雜賀三省, 前掲書34), p.56. や 可児・高野, 前掲書24), p.2. など
- 44) 後藤新平, 「序」, 寺田瑛, 前掲書19)
- 45) 横井春野, 前掲書16), p.6.
- 46) 大谷武一, 前掲書17), p.127.

(平成元年1月受付)